

## まちの広報誌みやけ掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、町が発行する広報紙に掲載するイベント、講座、催し、募集等（以下「イベント等」という。）の案内の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 誌面に掲載する基準は次のとおりとする。

- (1) 町又は町教育委員会が主催・共催・後援しているもの
- (2) 町以外の官公庁からの要請
- (3) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (5) 特に町民の便益に供すると判断できるもの

(掲載対象外)

第3条 次のものは掲載対象から除外するものとする。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 政治的活動・宗教的活動を目的としたもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 個人宣伝や活動を目的としたもの
- (5) 掲載内容や掲載意図が不明確なもの
- (6) そのほか、掲載が不相当と思われるもの

(掲載する記事の優先順位)

第4条 広報誌に掲載する記事が通常使用するページ数を超える場合、町が主催・共催する記事の次に町以外の官公庁が主催・共催するものを優先する。

2 次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。

- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
- (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (3) 開催地が町内であるもの
- (4) 町内在住者からの依頼であるもの
- (5) 町民生活に有益な内容であるもの

(掲載の申し込み)

第5条 掲載を希望する団体は、掲載を希望する月号の前々月の10日までに、町の関連部署にテキストデータおよび画像を提出しなければならない。テキストデータに人名がある

場合は、振り仮名も明記すること。

- 2 掲載するイベント等が1日から10日までに開催する場合等は、イベント等開催月の前月号の広報誌に掲載すること。

(掲載の可否)

第6条 掲載の可否については通知しない。ただし、校正の必要がある場合は除く。

- 2 掲載希望者は掲載希望月号の発行10日前以降に掲載の可否を確認することができる。

(了解事項)

第7条 掲載希望者は次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を町ホームページにも掲載すること。
- (2) 会員名簿や活動状況について提出を求めた場合、それに応じられること。
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、町に一任すること。
- (4) 掲載内容は、広報担当課において編集すること。
- (5) 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。